

○湯前町補助金交付要綱

(平成 19 年 1 月 31 日要綱第 1 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、予算の範囲内で湯前町が交付する補助金(以下「補助金」という。)の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する統一的手続の基準を定めることにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行うものをいう。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付の申請をしようとするものは、別に定めるところにより必要な書類を添えて補助金交付申請書(別記第 1 号様式)を町長に提出しなければならない。ただし、補助金の種類に応じ、書類の一部を要しないと認めるものは、この限りでない。

(補助金の交付の決定及び交付)

第 4 条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

- 2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 補助金の交付は、補助事業の目的に応じて、別に定める請求書を提出させ交付する。なお、補助金は、必要に応じて分割して交付することができる。

(補助金の事情変更による決定の取消し等)

第 5 条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別に必要が生じたときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(補助事業等の遂行等)

第6条 補助事業者は、法令、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他町長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(状況報告、調査及び指示)

第7条 町長は、必要に応じて補助事業者に対し補助事業の状況調査や遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した別に定める補助事業実績報告書(別記第2号様式)を別に定める書類を添えて町長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業完了の日又は会計年度が終了した日から2箇月以内で町長が定めた日までに行うものとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の決定の取消し)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業の目的を達成できなかったとき。

(3) 第6条の規定に違反したとき。

(4) 第12条の規定に違反して、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に違反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(返還未納金に対する措置)

第11条 町長は、補助事業者が前条の返還金の全部又は一部を期限まで返還しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を保留し、又は相殺することができる。

(財産処分の制限)

第 12 条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し交換し貸付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が、補助金等の全部に相当する金額を町に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、交付すべき補助金の名称、目的、額及び補助率、交付の対象並びに事業の内容その他補助金の交付に関する具体的な実施の細目については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 3 条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 8 条関係)

補助事業実績報告書

[別紙参照]